

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年4月24日

下呂市監査委員	杉山好巳
下呂市監査委員	中島博隆

平成 28 年度 財政援助団体等に関する監査 指摘事項に伴う措置状況

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市下呂交流会館】

1 今後の運営について（一般財団法人下呂ふるさと文化財団）		担当課：経営管理部 地域振興課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
過去 3 年間の延べ利用者数は、平成 25 年度 76,169 人、平成 26 年度 80,585 人、平成 27 年度は 82,305 人と増加傾向にあり、運営の面では、電力自由化による新電気料金への切り替えなどの管理経費削減の取り組みや、アウトリーチ（芸術普及活動）を積極的に行うなど、一定の努力がうかがえました。 文化芸術振興基本法第 2 条第 3 項には、基本理念の一つとして「文化芸術の振興に当たっては、（略）<u>国民がその居住する地域にかかわらず等しく</u>、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」（下線は監査委員による）と定められており、下呂交流会館が果たす役割は重要なものとなっています。一方で、市の財政状況は今後厳しさを増すことが予想され、住民の福祉の増進と安定的な財政運営を両立させることは、ますます難しくなっているのが現状です。こうしたことを踏まえ、今後も利用者数の増加と管理経費の削減に向けて、一層努力されることを望みます。	（措置済、改善中、未措置） 下呂交流会館の運営に関しましては、今後も指定管理者の（一財）ふるさと文化財団と連携を密にしながら、利用者の増加と管理経費の削減に努めてまいります。	

※組織再編により現担当課は、市長公室 市民活動推進課

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市フィッシングセンター水辺の館】

1 基本協定の履行について（南飛騨馬瀬川観光協会）		担当課：観光商工部 観光課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
(1) 事業報告書等の提出について 基本協定書第 21 条第 1 項では、指定管理者からの業務計画書及び経費見積書の提出と市の確認について定められ、同第 22 条第 2 項では四半期ごとの業務報告書の提出について定められていますが、いずれも未提出となっていました。 また、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び条例、協定で提出が義務付けられている事業報告書についても、正式な報告書が提出されていません。協定書第 23 条第 1 項で、市は業務の実施状況を確認することになっていますが、十分な確認が行われたのか疑問が残るところです。適正な施設管理を確保するとともに、現在進められている同施設の見直しに資するため、法令及び協定に基づき、適正な報告書の提出を求めてください。 (2) 指定管理料の支払いについて 基本協定書第 27 条に、指定管理料は、毎年度 4 月と 10 月の 2 期に分けて支払うことが規定されているにもかかわらず、年度当初に全額支払われていました。	(措置済、改善中、未措置) (1) 事業報告書等の提出について ご指摘の基本協定書第 21 条第 1 項に定める指定管理者からの業務計画書及び経費見積書の提出と市の確認、同第 22 条第 2 項に定める四半期ごとの業務報告書の提出について、今後、協定書の規定どおり指定管理者から提出いただきます。 また、地方自治法、条例及び協定で提出が義務付けられている事業報告書についても、指定管理業務の実施状況の確認、施設の適正管理の確保及び公の施設の見直しを進めるため、今後、指定管理者から提出いただきます。 (措置済、改善中、未措置) (2) 指定管理料の支払いについて 基本協定書の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。	

2 経費の按分について		担当課：観光商工部 観光課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
南飛騨馬瀬川観光協会の事務所は、下呂市フィッシングセンター水辺の館に置かれていますが、光熱水費、電話料等の共通する経費は按分されことなく同施設の管理経費として支払われています。同観光協会は、市補助金交付団体であるとともに指定管理料を受ける同施設の指定管理者となっていることから、双方に共通する経費については、按分するなどして、観光協会の運営経費と、指定管理施設の管理経費に区分して経理する必要があると考えます。	(措置済、改善中、未措置) ご指摘を受けた、施設管理に係る共通経費の取り扱いについて、南飛騨馬瀬川観光協会と対応協議しました。平成 29 年度の協定更新時に、同観光協会の運営経費と指定管理施設の管理経費を按分して経理するよう改めます。事業計画書及び収支予算書に反映させます。	

◎補助団体 【団体名 下呂市みどりの祭実行委員会】

1 繰越金について	担当課：農林部 林務課
監 査 指 摘	措 置 状 況
平成 27 年度の支出において、当初予算計上された事業費用の一部が他団体または市の一般会計から支出されたことや、事業内容の変更等により大幅に減額となったことから、市の負担金の一部戻入されていますが、525,000 円が翌年度へ繰り越されています。また、同委員会の収入は、市の負担金、県緑化推進委員会の助成金、繰越金、イベント参加料等の諸収入となっており、県緑化推進委員会助成金の使途における収支状況は、事業の中止等により多額の繰越金が生じた前年度、そして当年度とも支出超過となっています。こうしたことから、予算執行されずに繰り越された余剰金は、そのほとんどが市の負担金であるといえます。 同委員会は、持続可能な森林づくりの実行を目的として、市が主な構成員となって事務局を担当していることや、翌年度へ繰り越すべき事業がないことから、公益法人の認定基準の一つになっている収支相償の原則を準用して、余剰金については、当該年度において精算すべきものと考えます。今後、年度当初の資金繰りを考慮して、地方自治法施行令第 162 条による概算払いを行うなど、余剰金の精算の在り方について検討してください。	(措置済、改善中、未措置) ご指摘の余剰金については、平成 28 年度決算分から一般会計に戻入するよう改めます。

◎補助団体 【団体名 下呂市コンベンションビューロー】

1 繰越金について		担当課：観光商工部 観光課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
平成 27 年度の決算において、7,163,984 円の繰越金が発生しています。これは前年度に比べ、全国規模の大会の開催が減少したことに伴う、コンベンション助成金の大幅な減少によるものです。 繰越金が支出総額の 39%を占め、多額であることや、繰越金の内容がコンベンション助成金で、翌年度へ繰り越されるべき性質のものではないことから、予算執行されずに繰り越された余剰金については、精算すべきものと考えます。今後、余剰金の精算の在り方について、年度当初の資金繰りを考慮して、地方自治法施行令第 162 条による概算払いを行うなど、下呂市コンベンションビューローと協議の上、検討してください。	(措置済、改善中、未措置) ご指摘の件については、時代の変化に対応すべくコンベンション誘致、助成に相応しい運用やあり方について検討します。しかし、余剰額の大小にかかわらず、単年度精算することは、他団体の負担金（補助金）との整合性（公平性）を確保する観点から、市全体のルールづくりが必要と思われますので、関係部局と協議を進めます。	

◎補助団体 【団体名 下呂市体育協会】

1 事業の履行確認について		担当課：教育委員会 生涯学習課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
平成 27 年度の実績報告書は、平成 28 年 5 月 16 日に下呂市体育協会から提出があり、同日に市が審査の上補助金交付額を確定し、補助金は平成 27 年度で支出されています。 下呂市補助金等交付規則第 13 条では、「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は（略）したときは、補助事業等実績報告書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。」と定められています。また、歳出の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号で、「（略）補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定められ、「当該行為の履行があった日」とは、履行の確認のために行う検査の日と解されています。（昭和 38 年 12 月 19 日国通知） こうしたことから、当該補助事業の履行確認の時期は適正を欠きます。年度末の事業の履行もあるかと思われますが、体育協会に理解と協力を求め、当該年度の 3 月 31 日までに履行確認（検査）を行ってください。	（措置済、改善中、未措置） 下呂市体育協会から市へ提出されている実績報告書は、総会の承認を受けた後に提出されていましたが、支払い手続き、監査等を早急に済ませ、総会の承認を待たず、3 月 31 日までに提出するように求めました。 また、提出された実績報告書に基づき、速やかに履行確認（検査）を行います。	

※組織再編により現担当課は、市長公室 市民活動推進課

2 種目団体育成費について		担当課：教育委員会 生涯学習課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
下呂市体育協会から、同協会に登録する 19 の団体に対して交付される種目団体育成費は、協会が定める下呂市体育協会種目団体育成費交付規則で交付の対象となる事業や算出方法、申請から交付までの一連の手続きなどが規定されていますが、一部の種目団体から提出された実績報告書において、明らかに公益性がないと思われる事業費が計上されているなど、事業効果が評価しがたいものが散見されました。 この間接的な市の補助金といえる種目団体育成費については、体育協会の規則により協会が事業内容を審査することになっていますが、同協会の財源の大部分は市の補助金であり、平成 27 年度の支出総額における種目団体育成	（措置済、改善中、未措置） 種目団体育成費の使用状況の確認の徹底について、体育協会に指示をしました。担当課も同協会から事業実績報告書を受領後、直ちに種目団体から同協会に提出される種目団体育成費交付事業実績報告書により、事業内容を把握、確認するとともにその効果を検証することとします。 また、種目団体育成費のあり方については、各種目団体の理解を得ながら、体育協会と検討を進めます。	

費の割合は35%を占めることから、同協会の自主性を尊重しつつ、市が主体性を持って事業内容を把握、確認するとともに、その効果の検証を行うべきものと考えます。

また、種目団体育成費の額の算出基準は、均等割（1 種目団体 37,500 円）と人数割（構成員 1 人当たり 500 円、上限 500 名）となっており、実質的に定額で交付されています。

多様な事業の推進や、スポーツの普及と振興を図るといった公益性を確認する見地から、現行の方法を、種目団体育成費の対象となる事業に実際必要となる経費を対象として交付する方法に、変更することができないか検討してください。

※組織再編により現担当課は、市長公室 市民活動推進課